

令和 4 年度
事務事業評価及び特定分野評価
外部評価に関する建議書

令和 5 年 1 月
愛川町行政改革推進委員会

はじめに

愛川町行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として設置され、所掌事項の1つとして、行政評価制度における外部評価に関することが定められております。

本委員会では本年度12月19日に3事業について外部評価を実施いたしましたので、その結果を建議します。

国全体が人口減少局面を迎える中であって、地方自治体の目の前には、地方創生、子育て支援、防災対策など、行政課題がまさに山積しています。本建議書が、愛川町の事務事業等のより効果的で効率的な執行への手がかかりとなり、行財政改革がさらに推進されることによりまして、各種行政課題へのスムーズな対応に寄与することを望みます。

令和5年1月

愛川町行政改革推進委員会
委員長 牛 山 久仁彦

目 次

1	外部評価の位置付けについて.....	1
2	外部評価の実施方法について.....	1
3	外部評価結果の概要.....	1
4	対象事業ごとの外部評価結果.....	3
参考資料 1	愛川町行政評価制度実施要領（平成 2 5 年 4 月 策定）.....	11
参考資料 2	令和 4 年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法.....	17
参考資料 3	令和 4 年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領.....	22
参考資料 4	愛川町行政改革推進委員会の概要.....	24

1 外部評価の位置付けについて

外部評価は、「愛川町行政評価実施要領（平成25年4月 策定）」において、自己評価、1次評価に次ぐ2次評価として位置づけられており、評価者は行政改革推進委員会と定められている。また、外部評価の内容は、「1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする」とされている。

2 外部評価の実施方法について

本委員会では、外部評価の実施にあたり、「令和4年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領」を定め、次のとおり評価を実施した。

- (1) 対象事業 3事業（事務事業評価1件、特定分野評価2件）
- (2) 評価体制 委員会全体で評価のとりまとめを行った。
- (3) 評価の流れ 対象事業1事業あたり30分で、事業等所管課による説明、質疑、意見交換、まとめの順でヒアリング及び評価を行った。
- (4) 評価の視点等 妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点を基本としながら、ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断した。

3 外部評価結果の概要

事業 番号	事業名	評価	今後の方向性に係る 意見等
1	体育施設業務管理経費・体育施設維持管理経費（三増プールに係る経費に限る。）	縮小	三増プール廃止に係る地元や利用者等への意見聴取の前段階であることから、担当課の自己評価と同様「縮小」とする。一方、維持管理経費や施設の選択と集中を図る観点からは、当該施設は廃止が妥当とも考えられることから、今後、地元や利用者等へ丁寧な説明を行った上で、施設の在り方について合意形成を図っていただきたい。

2	愛川にぎわいマルシェ開催経費補助金	現状維持	本事業については、地域活性化や地域振興にとって重要な施策であり、これまでも一定の成果を上げてきていることから、現状を維持しながら事業を継続することが望ましいと考える。一方、補助金の支出用途は広告料が大半を占めることから、町広報紙やホームページを活用するなどの見直しを行い、より来場者に喜ばれる補助金の活用方法について検討を行っていただきたい。
3	危険ブロック塀等耐震化補助金	改善	本事業については、住民の生命を守るための重要な施策であると考え、一次評価と同様、補助割合や上限の見直しを行うとともに、より一層の周知啓発に努めていただきたい。

4 対象事業ごとの外部評価結果

① 事業番号	1	② 事業名	体育施設業務管理経費・体育施設維持管理経費 (三増プールに係る経費に限る。)
③ 事業の目的	町民が安心かつ安全に利用できるよう三増プールの管理・運営をするもの。		
④ 事業の内容	①三増プールの管理に必要な消耗品費・光熱水費等。 ②プール期間中の入場受付、利用者の安全を確保するための監視、ろ過機の操作や点検のための委託費。 ※令和3年度・令和4年度は、プール休止のため、プール維持の管理に必要である、ろ過装置等保守点検業務委託料や浄化槽の保守管理業務委託料、また当該業務に伴う電気使用料・水道使用料を予算計上。		
⑤実績	成果指標	利用者の人数	
	実績値(R3)	0人	
⑥ヒアリングの 主な内容	○高峰地区の児童の「プール利用」はどこを利用しているのか。 ⇒三増プール子ども利用者全体の約 2 割程度は三増区在住者による利用となっているが、このほかにも第1号公園や田代運動公園プールを利用されているものと考えられる。 ○高峰小学校のプールはどのような利用がされているのか。 ⇒高峰小学校のプールは、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から令和4年度まで中止としている。 ○三増プールは美化プラント施設の建設条件として設置された施設とのことであるが、地元行政区への理解はどの様に考えているのか。 ⇒今後、区長、副区長さんを始め、まずは地区会長さん対し、丁寧な説明を進めてまいりたいと考えている。 ○公共施設廃止・見直しの考え方が有りましたら教えてほしい。 ⇒町では、平成29年2月（令和4年3月改訂）に「愛川町公共施設等総合管理計画」を策定しており、この中で、2055年（令和37）年までに町の公共施設の総延床面積30%削減の目標を掲げている。 また、この総合管理計画を着実に推進していくため、令和3年3月に「愛川町公共施設個別施設計画」を定め、施設類型別の公共施設の方向性について記載しており、三増プールの第Ⅰ期【2021（令和3）年度～2030年（令和12）年度】の方向性は、「施設の利用状況に鑑み、他の公共施設への機能移転などを検討します。」と位置づけている。 ○三増プールは災害時の応急給水場所・消防水利の役割を果たしているようだが、プールが廃止された場合の対応策は。 ⇒プール周辺には、国が定める消防力の整備指針に基づく、消防水利整備基準による水利として、消火栓及び防火水槽が設置されているので、新たな消防水利は必要ないと考えている。 ○施設の管理・運営については、人員は何人配置されているか。また、委託業者には、緊急時に対応できる者が配置されているか。 ⇒人員は、統括責任者1名、監視員2名、入場受付・事務係員1名の計4名である。委託業者において、緊急時に対応できる者として、統括責任者には赤十字救急法救急員又は、水上安全法救助員等のプールの安全確保に資する資格の取得者であることを条件としている。 ○三増プールを廃止した場合、他のプールの回数券などは地元に配るのか。 ⇒今後、地元調整の中で検討する形となる。 ○地元住民の意見や反応等について、アンケートなどにより把握、検証したことがあるか。 ⇒これまでアンケート調査等は実施していない。施設の廃止に向けた地元住民との調整は、今後、まずは区長、副区長さんを始め、地区会長さ		

	んと進めていく。 ○最少人数となった平成 29 年の翌年の利用者が約 1.6 倍となっているが、何か利用者増加に向けた取り組みを行ったのか。 ⇒利用者増加に向けた特別な取り組みは行っていない。平成 30 年度の夏は、例年に比べ気温が高かったため、利用者が多かったものと思われる。 ○長い間、三増プールは開設されておりましたが、三増区や町民の方たちからは、再開を望む声などはありませんでしたか。 ⇒現段階で、当該施設に関する再開要望等の声はいただいていない。					
⑦主な意見	○三増プールの利用者数は、平成 6 年に 6,000 人を超えていたが、平成 25 年度以降は 1,000 人を下回っている状況が継続している。開設後 30 年以上経過し、大規模な修繕の必要性も危惧されることから、費用対効果を考えると廃止もやむを得ないものと考えられる。ただし、美化プラントの地元対策という設置の経過を踏まえると、廃止に際しては地元の理解を得る必要があるため、跡地利用を含めて丁寧な説明が求められると思います。 ○この施設については、美化プラントを作るにあたり条件で設置したと思われますので、三増区をはじめ、地域の方々（特に金屋町内会・中里町内会）と相談して対応していただきたい。 ○地域住民で最も利用すると考えられる中学生・小学生・幼稚園児が少なく、お年寄りが多いので利用者は減少すると思われます。今後利用者が増加することは考えられない。 ○慎重に議論しなければならない。行政改革の観点、予算の観点、さらには子どもも減ってきて、廃止というののもわかるが、廃止したら不便になるので、もっと地域の方が少なくなるかもしれない。 ○プールの維持管理は、住民の健康増進、スポーツ振興には重要な施策であると考えますが、本案件については、施設の老朽化、新型コロナ感染拡大による利用者の激減など、課題が多い施策になっている。愛川町には、他にも利用可能な施設が存在し、住民はそれらの利用によって、健康増進に努めることができる施策になっているということなので、行政側の評価については概ね妥当であると考えられる。ただ、公共施設の利用にあたっては、施設の性格をはじめ、利用している住民の地域性、それに伴って廃止や移転による利便性の低下が懸念されるため、従来の利用者や近隣住民の意見が重要である。					
⑧委員会の採決		☒ 実施した ☐ 実施していない				
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	0 人	0 人	0 人	8 人	0 人	1 人
⑩委員会の最終評価		現状維持				
⑪今後の方向性に係る意見等	三増プール廃止に係る地元や利用者等への意見聴取の前段階であることから、担当課の自己評価と同様「縮小」とする。一方、維持管理経費や施設の選択と集中を図る観点からは、当該施設は廃止が妥当とも考えられることから、今後、地元や利用者等へ丁寧な説明を行った上で、施設の在り方について合意形成を図っていただきたい。					

① 事業番号	2	② 事業名	愛川にぎわいマルシェ開催経費補助金
③ 事業の目的	地域商業の振興と活性化を図ることを目的に、消費の町外流出、大型店の影響、後継者不足など、厳しい環境におかれている地域商業者（小規模小売店舗）を愛甲商工会と連携して支援する。		
④ 事業の内容	町内の小規模小売店舗等に自店商品の販売する機会を設定し、町商業の魅力を高めるとともに、新規顧客の獲得と販路拡大を図るため、愛甲商工会の愛川にぎわいマルシェ委員会が主体となって開催する朝市（マルシェ）に必要な経費の一部を補助している。 なお、朝市（マルシェ）については、例年4月から12月の毎月第1日曜日に健康プラザ前広場で開催している。（令和2年4～7月・令和3年5～12月においては、コロナ禍により中止）		
⑤実績	成果指標	朝市（マルシェ）来場者数	
	実績値(R3)	303人	
⑥ヒアリング の主な内容	○出店事業者の中で、ふるさと納税返礼品を取り扱う事業者はあるか。 ⇒ふるさと納税を扱っている事業者は、4者ある。（愛川きのご園、碧山園[杜仲茶]、菓匠 土門、篠崎農研[お米]） ○町のふるさと納税額等について教えてください。 ⇒令和33年度の実績で、1,836件2,544万6千円となっている。 ○12月4日の愛川にぎわいマルシェでは、お客さんも多く、とてもにぎわっていましたが、当日の来場者はどのくらいか。今まで知らなかった美味しいお店を知ることが出来た。魅力のある商品を提供する町内のお店を広める事が出来る、とても良い支援だと思った。 ⇒12月4日の来場者数は316人である。参考までに、参加店舗数は18店舗と伺っている。 ○コロナの影響により、令和元年度と比べると、来場控えは考えられると思うが、出店数が減っているのはなぜだと考えられか。 ⇒出店数の減っている要因ではありますが、コロナ禍による来場控え同様、店舗におきまして、出店を自粛する店舗があった。 ○また出店者数は増えるのか。 ⇒12月のマルシェでは、出店者数は回復傾向にあった。その日はプラスアルファのキャンペーンをやったりしているので、増えた印象もあるが、来年からもコロナに気を付けながら、安心して来ていただける体制にしていけたらと考える。 ○既存の事業者が戻ってくるのか。 ⇒既存の方が戻ってきている印象にあり、そこから派生して新しい方も増えていけたらと思う。 ○出店に当たり、条件等を設けているか。 ⇒出店にあたっての条件は、商工会の会員であることが条件となる。 ○支出は広告費が大部分であるが、開催日が定着していることでもあり、町広報やホームページなどの活用をさらに図るべきではないか。 ⇒今後、商工会及び町の広報やホームページへの掲載のほか、SNS（フェイスブック・ツイッター・Instagram等）なども活用し、より多くの方に参加いただけるようさらなる周知に努めてまいりたいと考えている。 ○どのような広告を出しているのか。 ⇒タウンニュースへの掲載や大きなポスターを作っている。 ○愛川にぎわいマルシェの町民への浸透度（どの程度知られているのか）にもよるが、ある程度町民のマルシェの存在を知っているのであれば、広告掲載料を減らしても良いのではないか。 ⇒広告の方法につきましては、できるだけ多くの方に参加いただきたいも		

	のでありますので、今後、事務局（商工会）と相談をし、検討してまいりたいと考えている。 ○令和 3 年度はコロナ禍のために大半が開催できなかったことは理解しますが、例年と同様の町補助金が支出されている理由はどうしてか。 ⇒令和 3 年度においては、コロナ禍により、年 2 回の開催であったが、経費としては、開催や中止等の広告費用や P R 用看板代のほか、コロナ対策として消毒液スタンド購入代など、必要な経費であることから、例年どおり補助を行ったもの。 ○出店者は商工会の会員である必要があるが、障がい者の地域作業者の出店などは考えられないか。 ⇒商工会と連携している事業なので、原則は商工会の会員。障がい者の事業所等と連携する部分については、今後できるのか、商工会と協議したい。
⑦主な意見	○全国的に実施されている「朝市」の形態に町の独自性を加えた事業として「愛川にぎわいマルシェ」を開催していますが、最近では新型コロナウイルス感染症対策の観点から数回にわたり開催できなかったことは、やむを得ないことと思います。この事業は、町内小売業者の多くが月 1 回一堂に集まり、商品の魅力や特産品を広く町民に周知し、販売することは、小売業の発展とともに新たな町の魅力を開拓する上からも必要なことと考えられます。この事業に対しては、町の補助金や商工会からの支出金が充てられておりますが、出店者側の一部負担等の見直しを含め改善を図るなどさらなる自助努力を望むものです。なお、出店者の新規開拓に当たっては、商工会加盟店のみならず、零細の産直生産・販売業者の農産物や障害福祉サービス事業所の作製物品の販売などにも門戸を広げ、組織化による自主運営の検討を期待します。 ○事業としては、町内の小規模事業者の商品の P R と販売機会の拡大に資するものであり、継続するべきものと思います。 ○町内外からの集客もあり、「愛川ブランド」認定品の P R のためにも、にぎわいマルシェの定着を望む。続けるにあたっては、開催時間や場所の変更も検討が必要。 ○現状維持で良いと思う（実施）。集客人数の増加を図るためにマルシェならではのお得感を来店者に感じてもらえることを考える。にぎわいマルシェで使えるクーポンや通貨、自慢の一品半額など。お店のことをまずは知ってもらい実店舗にも足を運んでもらえるようにすると良いと思います。 ○今後は、場所を田代運動公園などに変えると、キャンプに来ている人も買いに来ることで、集客人数が増えれば、補助の縮小や廃止も視野に入ってくるのではないかと思います。 ○事業者さんが P R する場所が少ないので、この事業は必要。ただし、その中で、広告料ばかりではなく、例えば寒い時期に温かいものを提供する際の設備や、早く来た方には花 1 本渡すなど、違う形でお客さんを集めることを考えたほうが良いのではないかと。 ○本件については、地域活性化や地域振興にとって重要な施策であり、これまでも一定の成果を上げてきていると思料される。新型コロナ感染拡大で、イベントや集客が制限されており、本事業についても厳しい状況が続いていることは想像に難くない。その一方で、そうした困難な状況の中でも、一定の成果を上げていることから見ると、現状を維持しながら事業を継続することが望ましいと考える。今後、ポストコロナの状況の中で、事業の在り方を検討し、一層の住民協働によって事業を展開していくことが望まれる。 ○コロナ禍で色々と検討されている事業かと思う。さらに欲張れば、儲かって、規模感が大きくなってくると、逆に自治体にお金を払うということもあるかと思うので、そういった努力を引き続き行うとともに、魅力を伸ばせるようにしてほしい、後は広告宣伝費ばかりではなく、実質的な支援

	ができる使用用途となるよう検討してほしい。					
⑧委員会の採決	☐ 実施した ☒ 実施していない					
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
⑩委員会の最終評価	現状維持					
⑪今後の方向性に係る意見等案	本事業については、地域活性化や地域振興にとって重要な施策であり、これまでも一定の成果を上げてきていることから、現状を維持しながら事業を継続することが望ましいと考える。一方、補助金の支出用途は広告料が大半を占めることから、町広報紙やホームページを活用するなどの見直しを行い、より来場者に喜ばれる補助金の活用方法について検討を行っていただきたい。					

① 事業番号	3	② 事業名	危険ブロック塀等耐震化補助金
③ 事業の目的	地震等の災害によるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、ブロック塀等の所有者を対象に耐震化に係る工事の費用の一部の補助を行う。		
④ 事業の内容	道路に面し、高さ 1m 以上の危険ブロック塀等の耐震について、撤去工事に補助率 1/2、上限 1 0 万円、撤去の後フェンス等の安全な工作物を設置する工事に補助率 1/2、上限 2 0 万円の補助金の交付を行う		
⑤実績	成果指標	補助金申請件数	
	実績値 (R3)	4 件	
⑥ヒアリング の主な内容	○本事業の町民周知はどのようにされているのか。 ⇒町のホームページや広報紙を活用しているほか、ふるさとまつり等のイベントの際にチラシの配布等を行っている。特に、令和 3 年度より行政提案型事業「地震に強いまちづくり促進事業」により、現地調査により危険と判断したブロック塀の所有者へ向けたチラシの投函、希望者へ向けた個別相談会の開催等を行い、本補助制度について周知・啓発している。 ○年度ごとに調査されているようですが、危険ブロック塀の総件数を教えてほしい。 ⇒「地震に強いまちづくり促進事業」は令和 3 年度から令和 5 年度の期間で実施しているため、現時点では全ての地区の危険ブロック塀は把握できていないが、令和 3 年度に事業を実施した地区（春日台区、六倉区、大塚区、上熊坂区）では 76 件の危険ブロック塀を把握している。 ○令和 3 年度は、調査対象件数 76 件で、撤去・改善は 4 件と理解してよろしいか。 ⇒ 行政提案型事業「地震に強いまちづくり促進事業」による調査は各行政区ごとに 3 年をかけて実施している。本補助制度は町内全域のブロック塀を対象としているため、補助制度にて撤去・改善を行った物件の全てが行政提案型事業における調査対象ではないが、令和 3 年度から現在における申請のうち 3 件が、行政提案型事業の調査対象であった物件である。 ○平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度ごとの調査対象件数と撤去・改善件数を教えてほしい。 ⇒H30 年度：4 件（調査対象件数 10 件） 令和元年度：6 件（調査対象件数 6 件） 令和 2 年度：4 件（調査対象件数 15 件） ※H30～R2 年度は住民の依頼により現地調査を実施 ○危険ブロック塀の除却や再設置などに支出する補助金額の積算根拠はどのようにになっているのか。 ⇒危険ブロック塀の撤去への補助額について、本制度開始時（H30 年度）に工事の見積額を算出した際、見積額が 18. 9 万円（税抜）であったことから、事業費の概ね 1/2 である 10 万円を補助金額の上限としている。また、除却ののちフェンス等を再設置する場合も同様に、見積額が概ね 36 万円と 52 万円（税抜）であったことから、補助率 1/2 で計算すると 18 万円と 26 万円、中央値が 22 万円であったことや、県内自治体の平均限度額が 22. 5 万円であることを勘案し、上限額を 20 万円としている。 ○実際の利用者が、何をきっかけに利用したのかの効果測定資料があればご提示願う。 ⇒本補助制度の利用者へのヒアリングでは、「広報誌を読んで相談してみた。」「町 HP を見て自分のブロック塀も危ないのではと思った。」等の意見があり、町の広報活動の効果が表れていると考えている。特に令和 3 年度以降は「地震に強いまちづくり促進事業」により補助制度の存在を知り、補助制度の利用に至った方も多いと思われる。その他に、「近所の人にブ		

	ロック塀が危ないのではないかといわれた。」等近隣住民の方からの勧めで本補助制度の利用に至ったという意見も聞いている。 ○本事業は、阪神淡路大震災、東日本大震災など、大規模地震災害の勃発によって生じる危険ブロック塀を除去し、住民の生命を守るための重要な施策であると考えます。そうした過去の事案を踏まえつつも、地震勃発時には、いくつかの自治体で同様の被害が生じており、愛川町でもいつ起きるかわからない大規模地震に備え、事業の早期展開が望まれるところである。その意味では、本事業の進捗状況を評価・分析し、事業の在り方を検証する必要があると考えます。一方、その評価・検証にあたっては、目標値の達成度のみならず、危険個所の確認と、それに対する事業の進捗状況についての検討が必要であると思われる。愛川町内に、どのくらい危険個所が存在するのか、それに対する耐震化はどの程度進んでいるのかといった調査が必要であると思われるが、それについての調査は行われているのか、お聞きしたい。 ⇒町内にある危険ブロック塀等の調査について、町内全域を対象とした調査は、平成 25 年度に行われており、当時の調査では 6 件の危険ブロック塀が確認されているが、すでに全件が解消されている。また、平成 29 年度には通学路沿いのブロック塀を対象とした調査を行っており、6 件の危険ブロック塀が発見された。これらのブロック塀については現時点では 2 件が本町の危険ブロック塀等耐震化補助金制度による耐震化、1 件が建て替えによる撤去を行っている。さらに、令和 3 年度より開始している行政提案型事業「地震に強いまちづくり促進事業」における調査は、現時点では調査が完了していないが、令和 3 年度では 76 件の危険ブロック塀等が発見されており、内 3 件は危険ブロック塀等耐震化補助金制度によって耐震化がされている。 ○補助金については県の負担はあるのか。 ⇒町の一般財源で補助金を支払い、その額に応じて県からの負担がある。 ○危険ブロック塀に対し補助している件数が少ないのでは。どのように申請件数をふやしていこうと考えているのか。 ⇒提案型協働事業による戸別訪問調査実施している。来年度でローラー作戦が完了する。その後、制度の内容などについて具体的な検討を進めていきたい。
⑦主な意見	○近い将来にくる大地震に備え、安全安心なまちづくりをこれから進めて行くため、必要な補助金だと思います。子どもの通学路になっている箇所は、特に力を入れて頂きたいと思います。 ○地震や風水害などの自然災害や経年劣化によるブロック塀の倒壊は、直ちに人命にかかわる事故の原因となり、また貴重な財産などにも損害を与えることとなります。建築基準法などの法改正により、危険ブロック塀の除却や再設置などが指摘されていますが、所有者の経済的理由や複雑な権利関係により未着手の箇所が多いことは訪問件数からも読み取れます。したがって、安全・安心なまちづくりに資するため、人材の確保や所有者への経済的支援を進めていただくよう望むものです。 ○地震により倒壊の恐れがあるブロック塀の数と補助金申請件数に乖離があるようなので、補助金申請数（耐震化する件数）を増やす方策を考える必要があると思います。 ○災害時における危険ブロック塀の危険への関心が薄れている様であるため、住民への危険ブロック塀の危険性や本制度の積極的な周知をすることが求められている。 ○道路に面した部分は、町民全般に迷惑危険がかかるので、この事業は進めていただきたい。 ○建築士事務所と協働されているとのことであるが、田代区では、下校時、老人クラブや女性団体が子どもたちを見守っている。本制度について、老人クラブや P T A に P R する必要があるのではないかと。より多くの皆さんに被害が及ばないよう周知する必要がある。

	○大阪の事故は、東日本大震災があつてまだ対応していなかったのかとなるが、危険ブロック塀の撤去は全額補助でないと中々進まないとも考える。危険ブロック塀の所有者の公表なども考えられるのではないかな。					
⑧委員会の採決	■実施した □実施していない					
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	2人	0人	7人	0人	0人	0人
⑩委員会の最終評価	現状維持					
⑪今後の方向性に係る意見等案	本事業については、住民の生命を守るための重要な施策である と考えるため、一次評価と同様、補助割合や上限の見直しを行うと ともに、より一層の周知啓発に努めていただきたい。					

参考資料 1 愛川町行政評価制度実施要領（平成 25 年 4 月 策定）

I. 行政評価制度の導入目的

1 導入の背景

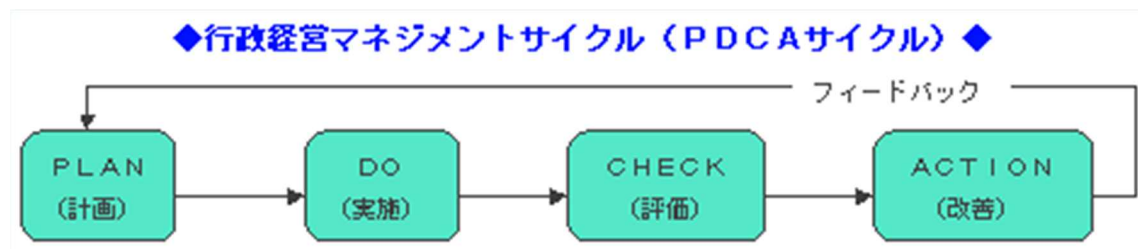
昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第 2 次改定版」（平成 15 年度～平成 17 年度）に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」（平成 16 年条例第 1 号）により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

2 導入の目的

愛川町行政評価制度（以下「行政評価制度」という。）は、限られた行政資源（人、財源、物）を効果的に活用していくために必要な「計画～実施～評価～改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。



Ⅱ．行政評価制度の概要

1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

(1) 効果的かつ効率的な町政運営（自治基本条例）

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

(2) 評価結果の公表（自治基本条例）

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進していくための仕組みとして発展させていくものとする。

(3) 政策等への反映（自治基本条例）

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

(4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

(5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

(1) 事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画を所管する企画政策課、予算編成を所管する財政課による事前調整後、庁内行政評価委員会による2次評価を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、第6次総合計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

(3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

(4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応

する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

Ⅲ．行政評価制度の詳細

1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の種類	内容	実施する時期
1	施策評価	総合計画の基本計画（「節」のレベル）単位で、主に目標の達成状況について評価し、次の基本計画策定や施策を構成する事務事業の精査に活用するもの。	基本計画の計画期間が開始してから3年を経過した後
2	事務事業評価	原則として予算書における子事業の単位で、施策目標の達成に当該事務事業が与える効果について評価し、事業の取捨選択、実施内容の見直しに活用するもの。	毎年度
3	特定分野評価 （事務事業評価の1つの形態）	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの課題を有し、予算書における子事業の単位よりも細かい単位で評価することが必要なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直しに活用するもの。評価の手法は原則として事務事業評価と同様とする。	原則として毎年度

2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価を行うことが適当であると認められた事業、又は総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の分野における事務等で、総務部長が必要と認めるものを対象とする。

3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管する所属の長（複数の所属が関係する施策については最も関係が深い所属の長とする）	所定の様式を用い、成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に対し、改善等の方向性を決定する。
1次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討する。
2次評価 （外部評価）	行政改革推進委員会	2次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善策を決定する。

4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標 （アウトカム指標）	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを客観的に示すための指標。 なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適した指標と中間的な状態を示すために適した指標があるため、行政評価の種類により使い分けるものとする。 例）交通安全教室参加者数（中間的指標） 交通事故による死亡者数（最終的指標） 等
活動指標 （アウトプット指標）	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の状況を客観的に示すための指標。 例）交通安全教室開催回数 等

※ 目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標（イ

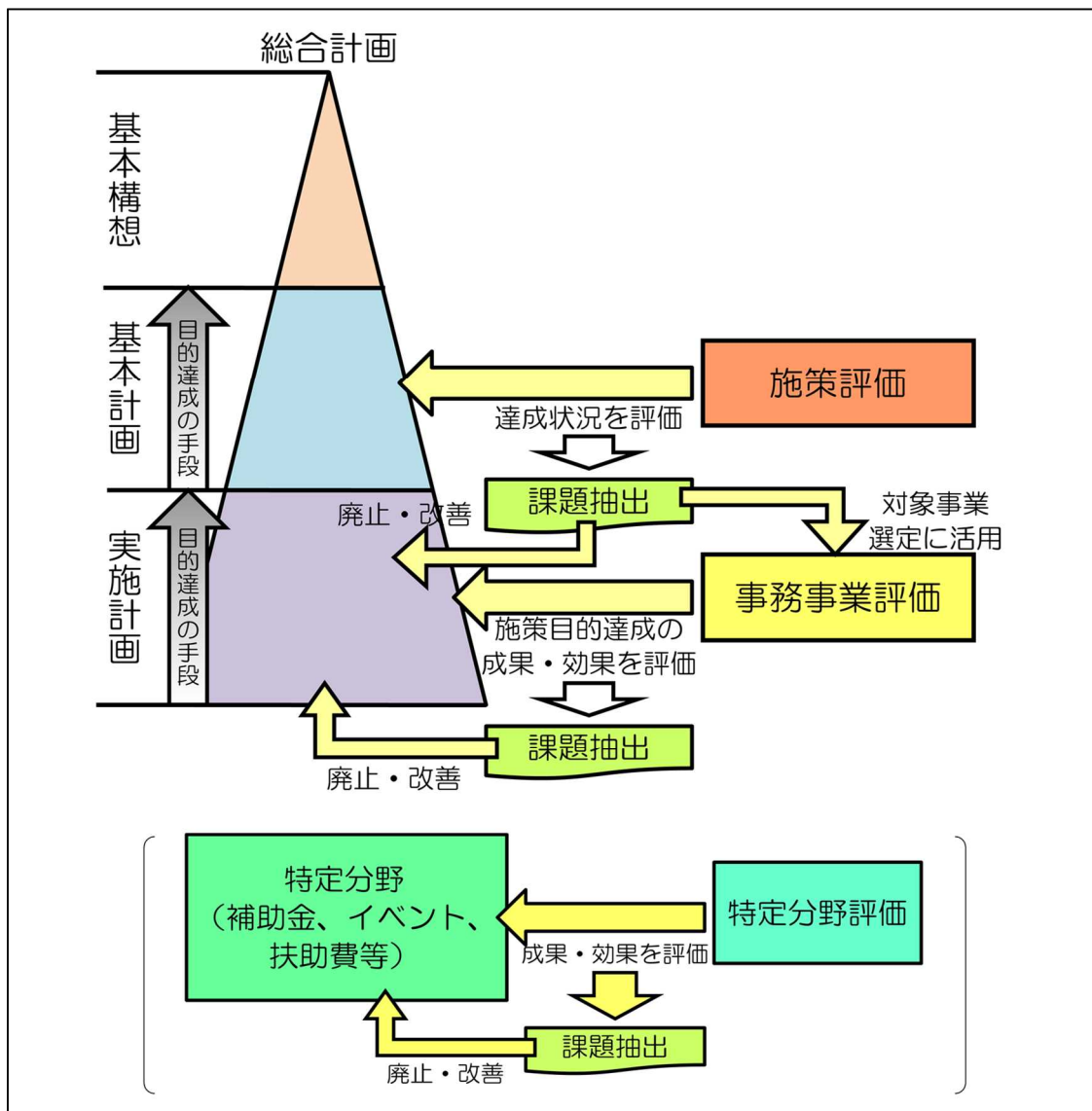
ンプット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

- ◎ 実際の評価の際の、評価項目（評価の視点）、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

6 行政評価制度体系図



参考資料2 令和4年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施するもの。

2 評価対象事業

別添「令和4年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行った。

(1) 評価対象とする事務事業

- ア 所管課から、評価対象事業として提案のあった事務事業
- イ 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）
- ウ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）
- エ 総合計画等の計画どおり、円滑に実施できているか検証が必要な事務事業（各計画に基づく事務事業：福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）
- オ 新型コロナウイルス感染症の影響により、「新しい生活様式」が求められている昨今において、時代に即した事業であるか、検証する必要がある事務事業
- カ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）
- キ 特定分野評価は上記ア～オに該当する補助金であって、原則として1件5万円以上のものについて行う。

(2) 評価対象から除く事務事業

- ア 過去に対象となったもの（概ね3年以内）
- イ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

(3) 対象事業の件数

効率的・集中的に評価を行うことにより実施効果を高めるため、令和4年度にあたっては10件を対象事業とした。

3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、

外部評価として2次評価を実施する。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議において改善策を決定する。

4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目とする。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価とする。

(1) 妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定する。

基準	説明		
法令等で義務付けられた事業である	単に法令（＝法律、政省令、条例）に位置づけられているのではなく、実施が義務である場合は○。根拠が町の規則や要綱のみの場合は×		
民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	町が事業・サービスを廃止しても、民間が同種の事業・サービスを実施でき、町民が利用できると考えられる場合は×	民間サービスはあるが町内への進出が不可能と思われる場合は○。	
国や県において実施している事業との重複がない	国、県が町と同種類の事業・サービスを実施しており、対象者が重複して、又はいずれかを選んで利用できる場合は×	同種類の事業があっても、対象者が明確に分かれていて重複、選択の余地がない場合は○。	
事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	事業開始時から変わらず町民ニーズがある場合は○。町民ニーズが低下している場合や、ニーズはあるが事業開始時と異なる内容になっている場合は×		
事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	時間帯、場所の設定によって、事業・サービスの対象が相当程度限定されてしまう場合は×		
受益に応じた負担は適正である	受益者負担が低すぎる、又は高すぎる場合は×		受益者負担なしであっても、負担なしが妥当な事業の場合は○。
事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	事業の実施効果を受ける人が不特定多数の場合は○。直接の対象者は少数でも、不特定多数の人への波及効果がある場合は○。		
事業・サービスの対象者の日常生活に必要不可欠な事業である	もし当該事業・サービスがなくなったら、対象者の日常生活に支障を来たすと考えられる場合は○。		

(2) 有効性

事業等の実施効果を、目標達成の成否及び基準年度との比較により判定する。
令和3年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上している場合や、反対に基準となる年度よりも成果が悪化していても令和3年度の目標を達成しているのであれば、一定程度評価する。

(3) 効率性

より費用をかけずに成果を挙げているかとの観点から、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定する。

(4) 有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的達成に貢献している度合について、施策の目的達成に対する事業等の効果が直接的か間接的か、また、総合計画の同じ節に属する他事業等と比較した優先度（重要度）により判定する。

5 評価区分

(1) 評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとする。

妥当性	A	基準を満たす項目が 75%以上（6～8 項目）
	B	基準を満たす項目が 50%以上 75%未満（4～5 項目）
	C	基準を満たす項目が 50%未満（0～3 項目）
有効性	A	成果指標についての令和3年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	B	・成果指標についての令和3年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している ・成果指標についての令和3年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	C	成果指標についての令和3年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている
	B	・費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い ・成果が低下しているが、成果の低下率よりも費用の縮減率の方が高い
	C	・成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方

		が高い ・費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い ・費用が増加し、成果も低下している
有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である
	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとする。

評価の項目の内訳	評価の区分
・ Aが4つ ・ Aが3つ、Bが1つ ・ Aが2つ、Bが2つ	良好に実施できている
・ Aが1つ、Bが3つ ・ Bが4つ	改善の余地がある
・ Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ ・ Aが3つ、Cが1つ ・ Aが2つ、Cが2つ ・ Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ ・ Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ ・ Bが3つ、Cが1つ	改善すべき点がある
・ Aが1つ、Cが3つ ・ Bが2つ、Cが2つ ・ Bが1つ、Cが3つ ・ Cが4つ	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価するものとする。

なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるが、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとする。

区分	内容
現状維持	引き続き現行の事業等を実施すべき
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業等に資源を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業等を残し、事業等の内容を改善する

	ことで、目的の達成を図るべき
縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき
再構築	・ 現行の事業等を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき ・ 事業等の実施を民間等に委ねるべき
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

- (4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分
それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同一の区分とする。

6 評価結果の活用

(1) 実施計画策定時

1次評価終了時から活用し、行政改革推進本部会議において町の最終方針及び改善策が確定した後、その内容を確定版の実施計画に反映するものとする。

(2) 予算編成時

令和5年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した町の最終方針により行うものとする。

7 公表

(1) 評価結果及び町の最終方針等

町の最終方針確定後、最終方針に沿って作成する改善計画書と合わせて、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

(2) 2次評価（外部評価）結果

外部評価を実施した事務事業等の評価結果については、上記(1)以前であっても、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

以上

参考資料3 令和4年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領

1 目的

町民や学識経験者などの外部からの視点により、1次評価の結果の妥当性をチェックし、評価の妥当性をより高めるために実施するもの。

2 対象事業

事務事業評価及び特定分野評価（補助金、イベント）のうち、3事業を対象とする。内訳は次のとおり。

(1) 事務事業評価	1事業（全5事業）
(2) 特定分野評価（補助金、イベント）	2事業（全5事業）
合計	3事業（全10事業）

3 評価体制

行政改革推進委員会委員により、対象事業のヒアリングを行い、評価並びに方向性に係る意見を決定する

4 評価の実施方法

(1) 1事業あたり30分でヒアリング等を実施する。具体的な流れは次のとおり。

No.	項目	内 容	時間
1	説明	事業等所管課からシートの内容（事業の目的、内容、成果、自己評価結果と理由）を中心に説明	10分
2	質疑	事業等所管課の説明における不明な点などについて質疑	5分
3	意見交換	質疑を踏まえて、評価者（各委員）がどのような方向性とするべきと考えたか表明し、意見交換する	10分
4	まとめ	意見交換を踏まえ、当該事業の評価及び方向性に係る意見案を決定する ※各班のリーダーが取りまとめる。評価が分かれる場合は多数決（同数の場合リーダーが決定）	5分

※ 2の質疑と3の意見交換は明確に分けられない場合も多いため、15分の中で適宜行う。所管課は委員から促されるまで退席しない。

(2) 評価の視点等

ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断する。

(事務事業評価シートは、妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点で評価を行う仕組みとしており、外部評価においてはこれらの視点を参考として取り扱う。)

5 その他

- (1) 外部評価の結果は「建議書」として取りまとめ、委員会から町長に提出後、町がホームページ等で住民に公表するものとする。
- (2) 委員個人または所属する団体等が利害関係を有する事業を担当せざるを得ない場合で、評価（案を含む）を多数決により決することとなった場合には、委員は当該事業の採決に加わることができないものとする。また、個人や団体の利益を代表するような意見を表明することも差し控えるものとする。

以 上

参考資料4 愛川町行政改革推進委員会の概要

- 設置根拠 愛川町附属機関の設置に関する条例
愛川町行政改革推進委員会規則
(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)
- 設置目的 社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- 所掌事項
 - (1) 行政改革大綱の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (2) 行政評価制度における外部評価に関すること。
 - (3) その他行財政運営の簡素・効率化の推進のために必要な事項
- 委員名簿（12月12日 現在）

No.	氏 名	選 出 区 分	
1	こざの しげ お 古座野 茂 夫	公募による町民等	
2	ほ ずみ さ き 保 住 咲 季		
3	うし やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学政治経済学部教授
4	お なが よう こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員会委員
5	ば ば しげ かつ 馬 場 滋 克		元町職員（総務部長）
6	なか むら よし ゆき 中 村 善 之	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店支店長
7	か とう かず お 加 藤 一 男	関係団体等 の代表者	町農業委員会委員
8	かき しま けん いち 柿 島 憲 一		神奈川県内陸工業団地協同組合 専務理事
9	いい やま よし ひろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長
10	あ ま の あい こ 天 野 あい子		町民生委員児童委員協議会女性代表
11	とみ なが あき こ 富 永 明 子		町PTA連絡協議会母親委員会 委員長